介護保険情報誌

みんなの介護保険



今回は、令和7年度の決算についてお知らせします。

■ **地域のデータ**（令和8年8月31日現在）

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
127,787人	57,846戸	35,254人	27.59%

（鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています）

VOL.45
2026.秋

鳥栖地区広域市町村圏組合



介護の日フェスタを開催！

介護の日フェスタ

入場無料

令和8年 11月7日(土)　開場 13:00　閉場 16:00

会場：上峰町民センター

◆記念講演会◆ 14:00~15:40

第一部：あなたのことですよ。～認知症～

講師：平川 哲男 氏（認知症本人大使 さが認知症すまいるリーダー）

第二部：笑うからこそ福は来る

講師：中町美佐子 氏（日本笑いヨガ協会認定笑いヨガリーダー）

◆展示・相談ブース◆ 13:00~14:00、15:40~16:00

介護に関する展示や相談コーナーがあります。

介護予防講演会

入場無料
申し込み不要

みやき町

令和8年11月10日(火)
14:00～15:30

会場　市村清メディカル
コミュニティセンター

講師　内田 直樹 氏
（医療法人 すずらん会たろうクリニック理事長・院長）

テーマ
「みんなで変える認知症の「常識」
～専門医と考える、誰もが安心して暮らせるまちづくり～

定員：60 名

鳥栖市

令和8年11月11日(水)
13:30～15:30

会場　鳥栖市民文化会館
小ホール

第一部：
「人生100年時代をより良く活きるために」
小路　純央 氏
（久留米大学病院　医師）

第二部：
「わたくし認知症ですが、何か？」
戸上　守氏（認知症本人大使）
吉川　浩之（ケアマネジャー）

基山町

令和8年11月23日(月・祝)
14:00～15:00

会場　基山町民会館
2階小ホール

「日本リハビリテーション医学会」主催の講演会を実施！

テーマ
「コケない体・折れない骨のつくり方」
～100歳まで自分の足で歩くために～

定員：100 名

鳥栖地区広域圏内の市町において、地域社会での支え合いや交流を促進するため、介護予防に関するイベントを開催します。 みなさまのご参加をお待ちしています。

問い合わせ先：介護保険課　地域支援係　電話：0942－81－3111



令和８年度 みんなの介護塾・男の介護塾のご案内

みんなの介護塾

対 象：在宅でご家族を介護している方
（年齢・性別を問わずご参加いただけます）
内 容：ミニ介護講座、創作活動
情報交換会（お悩み相談会）
参加費：無料　定 員：先着10人
時 間：10：00～12：30
場 所：下表のとおり





男の介護塾

対 象：在宅でご家族を介護しておられる男性、介護の勉強をしたい男性
内 容：ミニ介護講座、情報交換会
参加費：無料　定 員：先着10人
時 間：10：00～12：30
場 所：下表のとおり





日　程	内　容	会　場
令和8年 10月3日(土)	みんなの介護塾	基山町民会館　一階会議室 （基山町大字宮浦666）
令和8年 12月5日(土)	男の介護塾	鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課2階 （鳥栖市本町3丁目1494－1） 鳥栖三養基消防本部の南側
令和9年 2月13日(土)	みんなの介護塾	鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課2階 （鳥栖市本町3丁目1494－1） 鳥栖三養基消防本部の南側
令和9年 3月 6日(土)	みんなの介護塾	みやき町 こすもす館 2階 会議室 （みやき町大字東尾6436－2）

※上峰町での開催は令和8年7月11日に終了いたしました。

- 講　　師：西九州大学リハビリテーション学部　藤原和彦先生
- 参加申込：各回一週間前まで（☎ 0942-81-3111　平日8:30～17:00）
鳥栖地区広域市町村圏組合　介護保険課　地域支援係



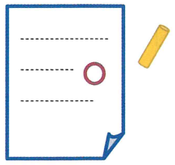
介護保険料について

第1号被保険者（65歳以上）の皆様へ、令和8年度の介護保険料の決定額をお知らせする通知書を6月に送付しています。（資格取得が6月以降の方は、資格取得日の翌月に通知書を送っています）
納付書にてお支払いの方は、納め忘れがないか確認をお願いします。

介護保険料の納付は便利な口座振替をご利用ください！

便利 安心

納付のたびに金融機関などへ出かける手間がはぶけます！
うっかり納め忘れることがなく安心です！



①「口座振替依頼書」に必要事項を記入・銀行届出印を押します
②記入した「口座振替依頼書」を金融機関に提出します
口座振替依頼書を金融機関で受付した翌月納期分から口座振替が開始されます

※納付方法が「普通徴収」（納付書払い）の部分に限ります
※「特別徴収」（年金天引き）の方は年金天引きが優先されます
※口座振替が開始されるまでは、納付書にてお支払いをお願いします

介護保険料の未納がある場合

未納期間に応じて、介護保険サービスを利用する際に下記のような制限が生じます。
将来介護が必要となられた場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の給付制限は大きな負担となります。



介護認定申請をする時点で

1年以上の滞納があると・・・

介護サービス費用が一旦全額払いになります。
介護サービスを利用の際、利用者負担費用の全額（10割）を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付が払い戻されます。※払い戻しは申請後数か月かかります。

1年6ヶ月以上の滞納があると・・・

介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。
費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部または全部が差し止めになります。なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります。

2年以上の滞納（時効消滅分）があると・・・

介護サービス負担割合が3割（または4割）に引き上げられます（不可避）。
滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割（または4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。
【通常】利用者負担は、基本1割（※一定以上の所得がある方は2割または3割）

問い合わせ先：総務課　介護保険料係　TEL 0942-85-3637



介護保険料の減免制度があります

災害等により生活が著しく困難となられ、介護保険料を納めることが非常に難しいときは、申請により保険料が減免される場合があります。
ご事情に応じて必要書類が変わりますので、まずはお電話にてご相談ください。

65歳になる方へ



介護保険制度において、65歳は、第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になられると、下記のように変わります。

被保険者証
介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送します（誕生日の前日の属する月の上旬に郵送）。介護サービスが必要となられた場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料
40歳～64歳までははは加入医療保険料と合わせて納められていた介護保険料を、65歳の誕生月分からは直接本組合に納めていただくこととなります（加入医療保険と二重納付にはなりません）。
誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類を郵送します。

介護保険料納付証明書について

お支払いいただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。
本組合では、令和8年中（令和8年1月～12月）の間に、**普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納付された方**に、納付された普通徴収分の保険料金額を表示した『介護保険料納付証明書』をお送りします。発送は令和9年1月中旬を予定しております。
特別徴収（年金天引き）の方につきましては、年金保険者から届くハガキ『公的年金等の源泉徴収票』に、年金天引き分の保険料金額が記載されていますので、そちらをご確認ください。

※介護保険料納付証明書発送前に納付済保険料額を確認されたい方や、特別徴収の方で介護保険料納付証明書が必要な方は、本組合介護保険料係またはお住まいの市町の介護保険担当窓口に申請されて、お受け取りください。

令和8年中の納付方法	証明内容等
普通徴収（納付書または口座振替）のみの方	本組合から送付する**『介護保険料納付証明書』**をご利用ください。
特別徴収（年金から天引き）のみの方	年金保険者（日本年金機構など）から送付される**『公的年金等の源泉徴収票』**をご利用ください。
普通徴収と特別徴収の両方で納められた方	**『介護保険料納付証明書』と『公的年金等の源泉徴収票』**をご利用ください。

問い合わせ先：総務課　介護保険料係　TEL 0942-85-3637



高額介護サービス費等支払資金貸付制度について

1 資金貸付の概要

高額介護（予防）サービス費の支給対象者で介護（予防）サービス費の支払が困難な方に、高額介護（予防）サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸付ける制度です。

2 資金貸付の対象者

①介護保険の資格を有していること。
②高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
③介護保険料を滞納していないこと。
④保険給付差止（法第68条第1項）の記載がなされていないこと。

3 資金貸付の条件

①貸付の利息･･･無利子
②貸付期間････高額介護サービス費等の支給を受ける日まで

4 資金貸付の対象者が利用するサービスの対象

指定居宅サービス、介護保険施設

5 資金貸付の額

高額介護サービス費等推計額の10分の9以内の範囲で貸付可能です。
（※その額に1，000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

6 資金貸付の流れ

①利用者負担分を全額、介護事業所へ支払った後、貸付の対象となるか介護保険課給付係に確認します。

↓

②貸付の対象者となれば、領収証と一緒に指定の申請書及び借用証書等を介護保険課へ提出します。（※サービス利用月ごとに申請が必要）

↓

③資金貸付決定通知書を申請者宛に送付します。

↓

④本人口座へ振込みます。（10日･21日･25日が指定日）

↓

⑤サービス対象月から起算し、約3ヵ月後に高額介護サービス費の支給額から、貸し付けした金額を差し引いた、残りの金額を本人の口座へ振込みます。

問い合わせ先：鳥栖地区広域市町村圏組合　介護保険課　給付係　TEL 0942-81-3317



令和7年度介護保険特別会計決算報告について

本組合の令和7年度介護保険特別会計の歳入歳出の決算額は下記のとおりです。

歳　入　109億4，001万円
歳　出　106億5，766万円
差引額　　2億8，235万円

歳入状況

項　目	7年度決算額	6年度決算額	比較	
1　保険料	2,500,315	2,452,193	48,122	
2　分担金及び負担金	1,601,599	1,539,978	61,621	
3　国･県支出金	3,613,189	3,629,070	△15,881	
4　支払基金交付金　※1	2,634,066	2,625,350	8,716	
5　繰入金　※2	131,992	85,265	46,727	
6　その他	458,858	488,499	△29,641	
歳入合計	10,940,019	10,820,355	119,664	

※1　40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。
※2　低所得者の保険料を軽減するために国、県及び構成市町から繰り入れたものです。

歳出状況

項　目		7年度決算額	6年度決算額	比較	
1　総務費		246,982	200,073	46,909	
2　保険給付費		9,293,776	9,014,004	279,772	
内訳	介護サービス等諸費（要介護者への給付）	8,562,580	8,305,935	256,645	
内訳	介護予防サービス等諸費（要支援者への給付）	394,345	373,440	20,905	
内訳	その他のサービス費	336,851	334,629	2,222	
3　地域支援事業費　※3		638,872	656,421	△17,549	
内訳	介護予防･生活支援サービス事業費	262,292	273,648	△11,356	
内訳	包括的支援事業費	138,440	146,154	△7,714	
内訳	任意事業費　※4	57,477	54,421	3,056	
内訳	その他地域支援事業費	180,663	182,198	△1,535	
4　保健福祉事業費		11,890	11,890	0	
5　その他		466,144	488,386	△22,242	
6　予備費		0	0	0	
歳出合計		10,657,664	10,370,774	286,890	

※3　構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営にかかる費用です。
※4　任意事業とは、構成市町の実情に応じて任意に行うことができるもので、事業としては高齢者の見守り事業、家族介護支援事業等を実施しています。

問い合わせ先：総務課　総務係　TEL0942－81－4825

情報公開及び個人情報保護制度運用状況の公表

鳥栖地区広域市町村圏組合では、開かれた組合の運営を実現するために情報公開条例を、また、圏域住民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

昨年度の両制度の運用状況は次のとおりです。

1.情報公開制度における請求件数等

令和7年度においては、公文書の公開請求はありませんでした。

年 度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
7年度	0	0	0	0	0	0

2.個人情報保護制度における請求件数等

令和7年度においては、3,708件の請求がありました。

年 度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
7年度	3,708 (3,695)	3,708 (3,695)	0	0	0	0

(　　)内はケアプラン作成のため請求された件数です。

■お問い合わせ/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス https://tosu-kouiki.jp

鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページ

◎要介護・要支援認定に関すること　介護保険課　認定係
TEL 0942−81−3315　FAX 0942−81−3316

◎介護保険給付に関すること　介護保険課　給付係
TEL 0942−81−3317　FAX 0942−81−3316

◎介護予防に関すること　介護保険課　地域支援係
TEL 0942−81−3111　FAX 0942−81−3316

◎介護保険料に関すること　総務課 収納対策室 介護保険料係
TEL 0942−85−3637　FAX 0942−85−2084

◎出前講座、その他総務全般に関すること　総務課 総務係
TEL 0942−81−4825　FAX 0942−85−2084